

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1社）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	株式会社 エム・テック	1か月
代表者氏名	代表取締役社長 向山 照愛	
本店所在地	さいたま市浦和区高砂 3-7-2	

3 入札参加停止の理由

東京都発注の「平成28年度中潮橋撤去工事」において、京浜港長の許可を受けずに港内で工事を行った期間があったとして、平成30年3月14日、東京地方検察庁から港則法違反で法人としての上記業者及び上記業者の使用人が起訴された。

4 停止期間の始期及び終期

平成30年9月4日から平成30年10月3日まで

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内